

大阪家裁総第 847 号

令和 2 年 12 月 15 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 田 中 俊 次



司法行政文書開示通知書

10月26日付け（同月27日受付、大阪家裁総第716号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

(1) 「戸籍謄本等（相続関係）の返却を希望される方へ」と題する文書（片面で1枚）

(2) 提出書類の還付申請書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 06（6943）5432

戸籍謄本等（相続関係）の返却を希望される方へ

大阪家庭裁判所家事部

令和2年4月1日から、相続関係を明らかにするために提出した戸籍謄本等の返却を希望される場合の取扱いを以下のとおりとします。

- 1 相続関係を明らかにするために提出した戸籍謄本等（※1）の返却を希望される場合には、戸籍謄本等の提出の際、①還付（返却）申請書、②戸籍謄本等の原本、③その写し（※2）、④原本返却用の封筒（切手を貼ったもの）又はレターパックを提出（送付）してください（※3）。
- 2 申請に基づき、職員が原本とその写しの内容が同一であることを確認した上で、原則として戸籍謄本等を提出した事件の終了後、原本を返却させていただきます。

※1 返却の対象となるのは、相続関係を明らかにするために提出した戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、家族関係証明書などです。

※2 写しを作成する場合には、ふせん部分を含む原本のすべてのページを漏れなくコピーしてください。

※3 おそらくとも戸籍謄本等を提出した事件が終了するまでに申請をしてください。

※4 家事4部後見センターの手続については、別途、センターにお問い合わせください。

事件番号 □令和 □平成 年(家) 第 号

提出書類の還付申請書

- 本日提出した下記の書類につき、別紙のとおり写しを提出しますので、還付(返却)を申請します。
- 標記の事件で提出した下記の書類につき、別紙のとおり写しを提出しますので、提出書類の還付(返却)を申請します。

令和 年 月 日

申請者

印

記

【還付(返却)を求める書類】

- 戸籍(除籍及び改製原戸籍) 謄抄本(全部又は一部事項証明書) 通
- 法定相続情報一覧図の写し 通
- 戸籍附票の写し(除票及び改製原附票) 通
- 住民票の写し(除票、改製前住民票及び住民票記載事項証明書) 通
- 基本証明書(及びその訳文) 通
- 家族関係証明書(及びその訳文) 通
- 婚姻関係証明書(及びその訳文) 通
- 外国人登録原票の写し 通
-

* □をチェックしたもの

| |
|-----------------|
| 年 月 日 |
| 原本と写しを照合の上、原本還付 |
| 裁判所書記官 |
| |